

第7回臨時委員会会議録

委員長) 日程第1 開会宣言

委員長) 日程第2 会議成立の宣言

委員長) 日程第3 会議録署名委員の指名(浅井委員)

委員長) それでは、日程第4の審議に入ります。

第11号議案「平成25年度教育委員会の事務の点検及び評価報告書について」を議題とします。提案説明を求めます。

管理課長) <議案資料に基づき概略説明>

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

毎年のことですが、多岐にわたった内容になっておりまして読み込むのも大変かと思えますけれども、一括でよろしいでしょうか。

小石委員) では、一括で。

委員長) 一括でよろしいですか。

これを見ると1年間の教育委員会の活動がよくわかるという内容でございますが、一括して質疑がありましたらお願いいたします。

小石委員) 今から私たちが評価を変えるわけにはいかないですから、最終的にはこれでよいと思いますが、例えば浅野先生からは一貫してこの評価の仕方を工夫してくださいということがずっと言われています。ただ、数値目標のようなものを出すにしても、なかには数値で示すことができないようなものもあるので、そのようなものをどう評価するか工夫しなさいということになるかと思えます。それはそれとして、工夫はしていけないとい

けないとは思いますが。

木村委員) 私も、別の成果指標を検討せよということが浅野先生からかなり出ていて、では、そこをどうするのかというのが読んでいてわからないのですが。別に何か御助言や、こういう指標を用いたらどうかなど、そういったことが浅野先生から示唆されているのか、そのあたりも教えていただければと思います。

管理課長) 実は、この評価の制度は今回で6回目ですけれども、22年度からこの形になりました。20年度、21年度と、試行錯誤をしてくるきておまして、20年度はA、B、C、Dの4段階の評価を入れたりしていたこともありました。やはり、そのときに教育の中身というのは、A、B、Cでランクをつけるような評価になじみにくいというところがありまして、21年度は総合評価のような、今回の「重点項目ごとのまとめ」のところに近いですが、そういった形にしたこともありました。そうすると、今度はどうしても評価が抽象的になってしまっていてわかりにくいというようなことになりまして、22年度からこの表形式を用いているところです。

各市の状況を見ましても、それぞれで異なっておりまして、ある程度主要な事業に絞って、例えば経費面について評価しているような市もありますし、もっと大きな施策ごとの柱について、こういう文章で評価しているような市もあります。どこの市でも評価の仕方で悩んでいるようでして、各市の情報交換もしておりますけれども、なかなか私どもも、これといったやり方が見出せていない状況です。それについては、今のところ具体的なお話はありませんが、木村委員がおっしゃるとおり、浅

野先生にも、もう少し御助言をいただけるようお願いしてみたいと思います。

木村委員) そうですね。例えば12ページの一番上の自然学校推進事業というのがあって、これは登山や、そういった事業を実施した事業実施率というのが出ていますけれども、それに変わる成果指標を検討していただきたいというコメントがあります。

しかし、事業の中身としては、キャンプとかそういうことをやる時に何を評価指標とするのか、ということですよ。ここに書かれている「事業実施率にかわる成果指標を検討せよ」ということについて、何かイメージはお持ちですか。

小石委員) 例えばこれによって子どもがどう変わったとか、そういうことですよ。例えば、子ども自身、あるいは先生から見ていて、しっかりしてきたとかということですね。もちろん数字で出そうと思ったら出せますが、その数字が妥当かどうかはわかりませんね。県でそういったことをされていて、「3日を過ぎると子どもが変わる」という印象を持っている先生がおられまして、それは説得力があるなと思いました。確かに1日で終わるというのではなく、3日間そこに子どもたちを置いておくと、経験された先生の感触として、「3日間あると子どもが少し変わる」という印象を持たれているというのはとても印象的でした。だから何かそういったものを先生方がお持ちなら、とても重要なことのような気がします。だから、4泊5日ということの意味みたいなものをどう検証するかというのは、やはりそれなりに意味があると思います。

木村委員) 例えば先生方にそれぞれアンケートをして、生徒がどう変

わったか、実感したかについて出していただいて、それを集計する。それから生徒に、このキャンプをやることで気づきがあったかどうかというのを書いてもらってそれを集計するとか、そのような形でしょうかね。本当に生徒がそこで成長したかどうかというのは、実感でしか感じられないものですがけれども。

小石委員) 　だから、県でもそういう調査をしているのですよね。これは多分「トライやる」でも同じだと思いますけれども、その期間ずっと子どもたちを置き続けるということの意味とか、そのような何か評価ができるといいなと思います。

学校教育部長) 　今、ご意見がありましたこの「自然学校」や「トライやる」のような、特に県の事業でしているものについては、実施率ですと当然100%になりますので、当初、成果指標を立てるときから非常に苦労したものではありません。特に浅野先生が推奨されている目標管理のところについては、こういった狙いがあるって、それに向かってどこまで達成したのかということ、先ほど小石委員がおっしゃったような、県のアンケートの検証の手法もございますので、またその辺も参考にしたいと思います。

委員長) 　ほかはいかがでしょうか。

小石委員) 　もう一つ、これだけ気になったのですが、保健関係や給食関係のところの、いわゆる危機対応の中で、エピペンの問題がずっと出てきています。以前、これもある学校で、先生方に使いかたなどの研修はされたのですかと聞きましたら、特にしてませんという話だったのですが、そういうような対応については特にやっていないのですか。

学校教育課長) エピペンを所持している子どもの数については、去年に比べまして今年は倍増しています。

小石委員) 大変ですね。

学校教育課長) はい。エピペンの取扱いについては、緊急性があって、エピペンを打つ行為そのものは医療行為と言われますけれども、緊急時は例外ということになりますので、救命措置として打たなければならないということで、該当の子どもがいる全ての学校園で研修をやっております。

小石委員) わかりました。

学校教育課主幹) 補足しますと、防災安全のほうの救急救命の講習の中でも、今年度から3時間の救急救命講習の中で、「エピペンを打つ」という講習もやっておりますので、今年度80名弱の職員がその練習をしています。ですので、自分の学校にいる、いないにかかわらず打てるように、そういう訓練も今年度から始めております。

小石委員) これは、アレルギー対応マニュアル検討会の課題の中に入っているのでしょうか。

学校教育課長) アレルギー対応のマニュアルにつきましては、今現在、検討している真ただ中ということでございます。昨年度も1年間、検討はしてきたところですが、その検討の過程はまだ、全くの内部だけで検討してきました。しかし、やはり対応マニュアルをつくると、アレルギーを持つ子どもや保護者に一番影響が大きいところもありますので、今年度は保護者、それからアレルギー対応が必要な子どもを持つ保護者も含めて検討会議というのを持ってございまして、今現在検討の最中というこ

とでございます。

委員長) ほかはいかがでしょうか。はい、お願いします。

浅井委員) 評価についてということよりも、その活動内容の確認ということですが、12ページの自然学校のことですね。悪天候、荒天のプログラムということを考えてくださっているのかなと思っております。例えば警報が出たときのような、そういう場合のプログラムです。

学校教育課長) 警報が出た場合は、基本的に外での活動はできないかと思えますけれども、でも4泊5日あれば、例えばプログラムを入れかえるということですね、外でできる中心のプログラムと内でやるプログラムがあって、外でやるプログラムのときに雨が降ったら入れかえるというようなことで、学校での工夫はしているところでございます。

浅井委員) 最近はかなり異常気象でどうなるかというのが以前よりもっと予測がつきにくいと思えますけれども、経験からしまして、たまたま9月実施のときに、ずっと5日間とも雨だったということがあって、しかもそのうちの2日は警報が実際出ていて、カヌーの体験もテント泊もできず、そしてそのときは雨が降ったら水族館見学という、それもできずというようなことも実際にありました。そういうことがまた起こらないとも限らないと思ひまして。それができないとなると、それに変わる何か、やはり少し大きな対策を考えていただけるといいなと思ひました。

学校教育課長) 各学校の工夫になるかと思ひますけれども、その分何か委員会として支援ができる部分があれば、またしていきたいと思

います。

浅井委員) はい、お願いします。

委員長) 今、浅井委員が言われたことにも関連するのですが、例えば校外学習の折に警報が出るというときの対応というのは、学校ごとに決まっているのでしょうか。それは保護者にはどういう形で知らせていただいているのかと疑問に思ったのですが。

学校教育課長) 校外学習ですか。

委員長) はい、宿泊を伴う校外学習です。

学校教育部長) 各学校ごとに、その行事ごとに警報が出た場合にはどうするかというのは事前に計画の中に盛り込んでいまして、それを説明会の折に説明しています。あわせて当日判断が微妙なときもあるのですが、そういった場合も、今はメール配信なども活用しながらということで、事前に方法について確認し、周知をするようにしています。

委員長) わかりました。先日、地震の緊急速報が出たところ、皆さん記憶に新しいと思いますが、今回は誤報だったということで何もなくてよかったのですが、もしもそういう緊急地震速報が出た場合にどうするかというところは学校園では何か考えておられるのでしょうか。まずその情報を受ける何か手だてというのも考えておられるのか、もしわかりましたらあわせて教えていただきたいと思います。

学校教育課主幹) 避難のマニュアルは各学校でつくっていますが、緊急速報が出たときの対応というところまで踏み込んでどうするかというあたりは、まだ学校によってできているところとまだのところもあるかもしれません。今回、誤報でしたけれども、一斉に

鳴り響いて私たちもとてもびっくりした経緯がありますので、
そういうときの対応もしつかりと考えておかないといけないと思
います。

委員 長) そうですね、それは必要ですね。

私もNHKをつけたときに、甲子園の高校野球がずっと中断
せずやっておりましたので、これでいいのかという思いを持ち
ました。その後、高野連でも対応を考えたようではけれども、
学校園も同じだと思いますので、今後お考えいただけるとあり
がたいと思います。

この教育委員会の点検及び評価報告書ですけれども、どこま
で配っていただいてどのように活用しているのかということを知
りたいのですが、学校園にはお配りいただいているのでしょ
うか。

管 理 課 長) 学校に1冊は配っています。行政関係、それから市議会、
ホームページでは全て閲覧できるような形になっております。

委 員 長) 学校のほうにもやはり見ていただいて、できたら管理職だ
けではなくて、担当の先生でこの文章に関係するところは確認
いただいて次年度に生かしていただける方向ができればいいと
思いますので、その辺の周知をまたお願いしたいと思います。

管 理 課 長) わかりました。これから印刷もしますので、なるべく部数
を増やすようにいたします。

委 員 長) はい、ありがとうございます。

いかがでしょうか。最後に総合コメントとしてお二方の先生
からコメントをいただいておりますが、その中で何か御意見、御
質疑ございますか。

浅井委員) 25ページですけれども、美術博物館のところで事務局の評価で24年度における入館者数は芦屋写真展などがあって増加したということですが、芦屋写真展に行ったのですけれども、前西本部長が、そのときにたしかこれは以後続けられるかはわからないということをおっしゃっていました。ここで大きく6,000名増加したということですので、どうなったかということをお聞きしたいです。

生涯学習課長) 最初の案としては、芦屋市展のような位置づけではなく、実際に実施するときに方法としていろいろ相談させていただいた結果、新しくできた幾つかの、芦屋にある既存の活動されていたグループの方々が一緒になってつくられた芦屋写真協会がやられると意向でしたが、美術博物館ではギャラリーのような貸館は行いませんので、協議させていただいた結果、共催としてさせていただいて、学芸員によりやり方もこちらがこうしてくださいということで最初の案とは変えてやっていただいた経過があります。結果的に来られた人数としてはたくさん来ていただいて、その点ではよかったのですが、ただ実施の仕方に問題があったので、このままの状態では第2回、第3回ということではできないということになっておりまして、次回以降は美術博物館で同じような形ではやらないということになっています。

浅井委員) では25年度の芦屋写真展というのは行われたいということになるのですか。

生涯学習課長) はい。ないです。

社会教育部長) この事業につきましては、今、課長が申しましたように、御提案からありましたけれども、本来は指定管理ですので、指

定管理事業者からの提案で、年度の予定事業をこちらが認めた上でやっているという形ですが、芦屋写真協会の御提案の内容がほぼギャラリー事業でした。県でもギャラリーの部分はギャラリー専門にやられているというところで、そういうところではなじむかもしれませんが、学芸員が企画運営をする形での写真の展示とは違って、全てギャラリー的な方法でやりたいという御意向がありましたので、そういう方向であれば美術博物館でするのは、本来の美術博物館の取り組む事業とは少し違うということで、これについては御提案の内容ではできないということがありました。今は、それぞれ市民に参加していただくものはほかにございますし、そういうものばかりするとギャラリーばかりになり、本来の美術博物館とは違ってしまいますので。最初は御協力するということでお約束ができてしまったので、調整の中で何とかやり遂げたということでしたけれども、今後はそういう形を御承諾はされておられないようですので、その状態の中では少し難しいと思っております。

浅井委員) ギャラリー的な形というのは販売するとか、そういうことですか。

社会教育部長) よくても悪くても、応募された方全ての方の作品を全部展示する。何か意向を持って事業としてするというのではなく、受け付けた応募の作品は全て展示をしたいという御意向だったということで聞いております。

浅井委員) なるほど。その美術博物館の方向性とは少し外れるということですね。

社会教育部長) そうですね。ですから県でもそこは分けた中でギャラリー

をするところと、美術館を持っているようです。そういうものばかりになってくると、格調高いものを目指すのであれば美術博物館としての事業とは違ってくと聞いています。

浅井委員) お聞きしているとよくわかりました。ただ、多分大きなグループでたくさんの動員があつて美術博物館でやりたいという。やはりほかのギャラリーとは違いますからね。そこであいている期間があれば、そういうことも柔軟性を持って対応していただいてもいいのかなとは思っております。

社会教育部長) 市展とか教育展とか、そういうものはほかにございますし、そういうものもまたさらに増やしていくとなると、会期の問題で、今でも8つぐらいしかできていませんので、さらにそれをまた減らして美術的なものを縮小してしまうということになります。ほかにやり方はあるかもしれませんが、市民活動としてもう少し実績を積んでいただいた上で芸術性を高めていただく中で、学芸員との調整をしていただいてということも視野に入れていただけるなら、可能性はあるのかもわからないですけれども。

浅井委員) はい、わかりました。

委員長) 21ページの青少年保護対策事業のところですが、事務局の課題・方向性のところで民間事業者の参入も含めたような運営形態を模索することが必要となっていると書かれています。学識経験者の方からも民間業者と部署間の調整を図り運営形態を研究することだけでなくという、そういう文面がございしますが、何か具体的に今後、そのような形にしていくということはお考えなのでしょうか。

社会教育部長) 今後子ども・子育て会議で検討して、また国から基準が出てくるかと思えますけれど、法律も変わりました、ほぼ学年を引き上げた中での対応というところで、今現在の状況の中での拡大ができるかどうかというところがまず1つとしてあると思います。ですので、その時点では必ずこういったところについては検討を深めていかないといけないというのは思っております。

委員長) わかりました。16ページの企画運営事業のところですが、夏休みを利用して事務監査を行っていただいていると思いますが、その結果について、ホームページ等を利用し、活用して発信していくという文面がございますが、その点については、今年度はどのようなになっていますでしょうか。

学校教育課長) 事務監査について、今現在は25年度実施中ですが、この方向性でやっていきたいと思えます。

委員長) では公開するという方向で考えていただけるということですね。

学校教育課長) そうすることになりますね。どこまで、公開の対象になるかわかりませんが。

委員長) ありがとうございます。よろしいでしょうか。

質疑も一通り終わりました。かなり多岐にわたって丁寧に評価・点検をしていただきましたので、またこれを来年度に向けて利用していただきたいと思えます。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決すること

に御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第11号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長） 次に、第12号議案「芦屋市社会教育関係団体登録の承認について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長） 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長） 説明が終わりました。質疑はございませんか。

6団体の承認ということですが、御質疑、御意見お願いいたします。

小石委員） この団体に承認されたら部屋を安く借りられるという、それから広報についても。それはいいのですが、この5番、6番というのはそういうメリットはあるのでしょうか。

生涯学習課長） 恐らくお部屋を借りられるということはほぼないとは思いますが、総会などはされるので、年に1回程度は市民センターの部屋を借りられたりすることはあるかと思えます。あとは広報で参加者を募集されたり、広報掲示板にいつこういう会をやりますというのを掲示するに当たって、窓口を生涯学習課がすることになっておりますので、どちらかというとその点がメリットであり、登録団体ですというのが1つのメリットと言えるところもございます。

小石委員） そうですか、わかりました。

これは会員の方だけで動くのではなく、会員の方が一般の人たちにも呼びかけてやっているという意味なのですか。

生涯学習課長） そうです。

小石委員) わかりました。この人たちだけで動くのに、広報が必要かなと思いましたが。

委員長) ほかはいかがでしょうか。はい、お願いします。

木村委員) 例えば市民センターを借りるときに使用料減免ということですけど、そのあたりはどうなっているのですか。

生涯学習課長) 一律でして、3割の減額になります。

木村委員) 3割の減額ですか。この芦屋連絡会というのが、原発を考えようということだったら割と中立性があるかと思うのですが、これ、なくそうということをどう受け取るかということですよ。そこは議論が必要なのかと、どう解釈するかということだと思いますけれど。

原発というのは事故の恐れもあるし、放射性廃棄物も出すから長期的にはなくしていったほうが良いというのは多分、余り異論はないと思います。それを短期でなくすのか、それともかなりの長期間でなくしていくか、そのあたりの違いということでしょうか。そうやって考えると、この方向性は余り政治的な意味を帯びてないというようなことになるのかもしれませんが。

ただ、やはり政党によってもかなりスタンスが違いますので、それが過激に短期間になくすというようなことをやっている、政党関係者の方がやられているということになると、なぜこれを承認したのかということやいろいろと言われるだろうし、そういうことも出てくるのかなというところはやはり少し気になりますね。

委員長) その点いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

生涯学習課長) 今、委員がおっしゃられたように、この名前の中になくそ

うと書いていますから、社会教育委員の会議の中でも、では名前を、原発を考える会にさせていただいたらどうでしょうかという御意見もありました。ただ、団体名は任意ですので、こちらから言えるものではないので、そこは難しいということになりました。

しかし、やはり余りに過激になるとそこは問題があるということもこちらからもお伝えしまして、この方たちの会の会則の中にも書かれていましたが、あくまでも、広くいろいろな考えの方がいらっしゃるというのを前提に自分たちは原発を学習して、そして広く市民の方にも原発はこういう影響があることを一緒に学んでいただいて、結果、なくなればいいなということでしたので、多少ひっかかる部分はありますけれども、今の時点では、それをもってだめというのは難しいという結論になりました。ですから、これからもその活動の内容について、どのようなことをしておられるかというのは特に注意して見させていただく必要があるとは考えております。

木村委員) 今の段階で特定の政党から何か支援してもらっているなどの情報は入っていないということによろしいですね。

生涯学習課長) はい。

小石委員) どのような会則か気になりますね。

浅井委員) 1年ごとにその活動内容を精査する場面がありますね。

生涯学習課長) はい、そうですね。

浅井委員) そこでやはりもう一度注意深く見直すということも必要ですね。

委員長) その反対意見という方は、原発に対しての反対意見なのか、

原発をなくそうというのに反対という方でしょうか。

生涯学習課長)　そうですね。この会が原発をなくそうということを目標と
いうか、なくなったらいいなということ为前提に活動をされて
いますから、そうではなくて、原発も必要というか、いろい
ろな面で、経済効果等もあるということもありますし、やはり原
発は要るという御意見の方もいらっしゃるというのは重々、自
分たちもわかっているけれども、だからその方たちを糾弾する
ということではないということです。私たちはこういう理由が
あって、原発はこういう悪影響があるし、と言われておりました
が、偏った考え方の学習はだめですよというのをこちらから
お伝えする中で、原発によっていいところもあるというのも、
もちろん学習の中に入れた上で、こういう人体に影響があるか
らというようなことでの学習というようなことですね、とお話
の中では出ていました。

委員長)　いかがでしょうか。

小石委員)　ビラを配ったり、会報を発行したりするのに、会費ゼロ円
でもつのでしょうか。

生涯学習課長)　恐らく部屋を借りたり、印刷ぐらいで、それほどたくさん
お金を使うようなことはないということと、会員の方から決め
た額を集めるのではなくて、会員からの寄附であったり、同じ
考え方を持った方からの寄附であるとかを集められていると聞
いております。

委員長)　会計としてないというのは、それは問題ではないのですか。

生涯学習課長)　集めるのがですか。

委員長)　はい。

生涯学習課長) 特に有料でないといけないということはありませんので、運営が続けられるという前提で寄附等の使途など特に疑わしいようなことがなく、実施されていれば問題はありません。

小石委員) こういう会報とかビラ等は市に提出する義務はないのですか。

生涯学習課長) 広報掲示板に掲示したり、広報に載せる場合は必ず出していないといけないといけませんけれども、個別に自分たちが、例えば街頭なりで配られるものは、必ず事前に届けないといけないということにはなっておりません。

委員長) よろしいでしょうか。

木村委員) できるだけ運営を中立的にさせていただくと、双方の意見を参考にしながら、偏りのない運営をしていただくということを留意していただくことを条件に認めるということになるでしょうか。

小石委員) 運動ということではないですからね。

木村委員) 運動ではなくて研究活動が主ですから。

小石委員) 学習会ですからね。

浅井委員) 4番で200名の市民の参加を得たという学習会ですね。これがどこで行われたのでしょうかね。200名となると、延べですから、何回か行われたということでしょうか。

木村委員) 7月、8月、11月、2月と言っていますからね。

生涯学習課長) 1回ということではないということですね。市民センターでされていると思います。やはり、だからメリットがあるのだと思います。主には市民センターのお部屋を借りられて集会というか、勉強会はされていると思います。

委員長) よろしいでしょうか。

教育長) 社会教育関係団体の登録を承認する要件がありますよね。

生涯学習課長) はい。ですから、これについて言えば、条文上でこの要件に反しているから認められませんというのがないということなのでですね。

木村委員) だから、1番の、特定の政党の利害に関する政治活動。

浅井委員) そうですね。

生涯学習課長) そこですけれども。

木村委員) 政党によって、これは立場がいろいろだから、これは政治的な論点になるところなので、そういう意味ではなくそういう1つの方向性を持った動きをすると利害には関係してくるのかなというところが気になるころですね。だから政治活動というよりは勉強会であるというとらえ方と、反対意見も排除するものではないというようなことで、運営に気をつけていただくということを前提に承認したらいいのではと思います。

小石委員) これは1年ごとに報告が必要で、活動報告書は出るのですね。

生涯学習課長) はい。

小石委員) だからそこでチェックするということですかね。

生涯学習課長) はい。1年ごと御報告もいただくようになっておりますし、それでなくてもその間の期間に社会教育関係登録団体としてふさわしくないというようなことがありましたら、もちろんそれはこちらから御意見申し上げまして、それでも改めないとか、それが繰り返されるようでしたら、その登録を取り消すということもあります。

木村委員) 過去にもそういうことは割とあったのでしょうか。政党、政治的な活動とか、そういうものはないですか。

生涯学習課長) 具体的にあったというのは聞いてないですし、記憶にはないですね。市が認めたような団体でこういうことをしているのかというようなクレーム的なことは、それほどの件数ではありませんが、何件か言われたことはございます。

木村委員) こういう問題を考える機会を市民の方にも与えるという意味では認めたほうがいいのかもかもしれませんね。言論弾圧とかそういうように受け止められるのもよくないですし。

委員長) 3番のところですが、会則施行年月日が平成25年3月になっていまして登録に関する規程のところのただし書きによるとありますが、その詳細を教えてくださいませんか。

生涯学習課長) その登録に関する規則第3条第1項第6号、ただし書きで、今おっしゃるその具体的な内容というのは、条文のほうは6ページになりますけれども、3条の(6)のところですね。

「団体活動が、組織的かつ計画的に過去1年以上継続しており、将来も継続できる団体であること。ただし、その団体が、主として既登録団体によって構成される団体である場合は、この限りではない」という、ここのただし書きというところになります。

通常は1年以上の規約等をもって活動されて、1年以上のその期間を必要としますが、この団体につきましては、芦屋川カレッジから生まれた団体として、芦屋カレッジは1年間ですけれども、その活動の中でもう既にその団体として一定の活動の基礎ができています。これは今後も引き続きその団体と

して継続していけることを目的としておりますので、その芦屋川カレッジの1年間の活動を既登録団体と言いますか、そこから生まれた活動をもとにしているということで、同じような活動を、既に芦屋川カレッジのときに公民館の主催の活動の中でしているということで特別に認めていまして、今回ここは承認するという事になっております。

委員長) わかりました。よろしいでしょうか。

それでは、先ほどから御意見出ました1番から6番の中で、4番のところにつきましては、今後も登録の要件を満たすような活動をお願いするということを条件に認めるということでよろしいでしょうか。それ以外は問題ないということでした。それでは、今の内容について採決をいたします。今申し上げたとおり採決してよろしいでしょうか。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第12号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長) 続きまして、第13号議案及び第14号議案の審議に入りますが、ここでお諮りいたします。第13号議案「芦屋市谷崎潤一郎記念館の指定管理者の指定について」及び第14号議案「芦屋市立美術博物館の指定管理者の指定について」は、その内容から、非公開で審議するのが適当と考えますが、御異議ご

ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。ただいまから非公開で審議いたしますので、関係者以外は退出願います。

〈審議非公開〉

委員長) 第13号議案「芦屋市谷崎潤一郎記念館の指定管理者の指定について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

木村委員) 代表者が株式会社大阪よみうり文化センターとなっておりますけれども、指定管理者としてはこの読売・武庫川学院事業連合体ということになるのでしょうか。

生涯学習課長) そうですね。A4の横の資料で団体一覧表というのがついてございますけれども、5枚目ですね。4者の連合体になります。この4者の連合体ですけれども、代表企業として株式会社大阪よみうり文化センターで、この4者の連合体の名称が読売・武庫川学院事業連合体ということになります。

木村委員) この事業連合体ですけど、それぞれの役割分担はどうなっているのですか。この団体の役割が、どういう役割をそれぞれしているか、簡単に御説明いただければと思います。

生涯学習課長) 団体の役割は中で御相談いただくことなのですが、応募に当たって書いておられたことにつきましては、実際の事業、学術的な面を武庫川学院が担われるということです。学術的なことと、残月祭というのをいつも、谷崎潤一郎の誕生日に事業としてやっただいていただいているのですが、そういう事業の実

際の中のコメンテーターであるとか、そういったところを主に武庫川学院が担っておられます。中央公論新社は、もう没後50年が経とうとしておりますので、著作権、版權の関係がどうなるのかというのは微妙なところですが、そういうものを中央公論新社が持つておられて、谷崎の資料としても中央公論新社がたくさん持つておられるということで、そういうものの提供をいただいているということもありますね。

それから、読売新聞大阪本社とよみうり文化センターは実際の管理運営と言いますか、日々の管理運営はよみうり文化センターの社長でいらっしゃる方が谷崎の指定管理者としての谷崎潤一郎記念館の館長を兼ねられるということですので、ここが全体的な統括的な役割をされるということです。読売新聞大阪本社がPRということで特にメディア関係等で力をお出しいただくような形になっております。

社会教育部長) こちらの資料の中で先ほどの一覧表の下ですけれども、1枚おめくりいただきますと、それぞれ事業連合体としての特徴ということで、それぞれの団体の特徴と役割を記載してございます。

委員長) 現在はこの指定管理者の方が管理してくださっているということですよ。これは何期目になるのでしょうか。

生涯学習課長) 前回5年で、2期目です。今回もまた5年ということです。

社会教育部長) 谷崎潤一郎記念館自身は3回目、3年、5年、5年、今回5年目になりますけれども、この事業者は2回目です。

委員長) では、最初は違う方が指定管理をされていたということですね。その評価ですけども、まだ5年間たっておりませんが、

5年近くの中でどのような評価をされているのでしょうか。

生涯学習課長)

割と堅実な形で、団体の来館者も呼んでいただいていますし、入・来館者という面で、昨年は特に今までにないぐらいのたくさんの動員数を記録されました。徐々に増えていっているといういい傾向ではございますし、事業もやはり版權を持っておられる企業が入っておられるのと、実際の谷崎氏のお手紙ですね、そういうものであるとか、使用されていたものとか、そういうものもいろいろ企画をしていただいで、展示なり、なかなか工夫した形でしていただいでいます。事業の面では以前に比べると随分と上質でいいものをしていただいでいると思っています。ただ、管理会社が入っておられないので、若干管理面で弱く、今回募集に当たってもこちらの要望として、募集要項の中にも管理をしっかりやってほしいとお願いしているところです。

社会教育部長)

指定管理については、市でも15ぐらいありますけれども、行政経営課という課が所管しておりまして、年度評価ですが、毎年このような統一された形でございまして、2年比較になってございます。今、手元に23年と24年を比較したものがございまして、所管課評価ですけれども、総合評価として評価の理由、次期指定に向けての課題等というところのコメントでは、読み上げますと、入館者数については平成18年度の指定管理制度導入以来最多の入館者数であった平成23年度を若干下回ったものの、事業計画書に記載のないロビーギャラリートークや展示関連、講演の開催など、入館者にもサービス向上に努めたと言える。また、谷崎潤一郎新聞の発行や収支のバランスも

改善され、高評価とした。しかしながら、施設の管理上、緊急時の体制や内部評価等について十分とは言えず課題が残る。

以上を総合的に勘案し、B評価としたということです。評価については、目標や計画を上回る成果があった場合にはS、目標や計画をやや上回る成果があった場合はA、目標や計画どおりの成果があったということで認められた場合はB、目標や計画を下回った場合はC、目標や計画を下回っており、指導にもかかわらず改善されない場合はD。このS、A、B、C、Dという5段階評価の中のBということで評価をしております。

委員長) わかりました。その会計報告は当然市のほうに上がってくるとは思いますが、その監査というのはどこが担当されているのでしょうか。

生涯学習課長) 評価に当たってのチェックは事務局でしております。

委員長) わかりました。先ほど、管理面について改善の余地があるというお話でしたけれども、管理に関して、例えばハード面で修理が必要であるとか、その辺に関しての費用というのはどのようなになっているのでしょうか。

生涯学習課長) この企業体は連合体ですから、管理を自分たちでというのは恐らく無理ですので、一部委託ということでされると思います。その費用は指定管理料の中に入れておりまして、管理も含めての指定管理ということです。ただし、壊れたものや、施設もそうですけれども、額によって市が負担するものと指定管理者にさせていただくものということで区分されております。高額になれば市がするということになります。

委員長) はい、わかりました。

小石委員) この選定は3回目ということになるのですか。これまでは複数はあったのですか。それとも今回1者だったのですが。

生涯学習課長) 前回は2者でございました。

小石委員) その前は。

生涯学習課長) なかったかと。

小石委員) もともとこういうことをやるような団体がそれほど多くないのでしょうか。余り競争がどうというほどでもないのですね。

生涯学習課長) はい。

木村委員) 谷崎潤一郎は多分、再来年だったか、著作権が切れるのですよね。

浅井委員) 没後50年ですね。

木村委員) 50年で。多分またそれで、ブームが来て。

浅井委員) そうですね。

木村委員) そのときには、割と人が来るのかもしれませんが。中央公論新社が、その著作権が切れたときにどうなるのかなというのが気になりますが。

浅井委員) 展示の内容は私もたびたび見に行きますが、一目でインパクトがあってとてもわかりやすく展示してくださっていると思います。今度、猫を愛したという展示で、猫好きな人もかなり、そこから谷崎記念館に入ってきてというきっかけづくりにもなったとお聞きしています。昨年度、事業の中でロビーギャラリーというのが書かれていますけれども、そこで知人の陶芸家が陰影礼賛にまつわる焼き物を焼いたのですね。私たちのあおぞらドラマカンパニーというグループがありまして、阪神間で生まれた作品を読むということをやっと続けていて、その中で

「細雪」も読んでいたものでそこからお声かけをいただきました。昨年24年の7月に第一朗読シアターということで、ここで事業の中に含まれていますけれども、「蘆刈」という作品を読ませていただいたんです。ロビーを有効に活用して、芦屋市民を中心に広く展示利用を呼びかけるということで、ロビーで朗読をさせてもらいました。

ロビーギャラリーの内容は、本展示と…例えば猫のことなら猫のこと、と内容的にリンクさせて相乗効果でもってやっていただくのが一番いいと思って、そこを要望したいのです。やはり時々は大分離れた内容のこともあるわけですが、それは市民の展示の場所ということで、それも意義はあると思いますが、やはり谷崎の文学に本当に触れるきっかけになるというところを相乗的に求めたいなと思っています。

私が教育委員であるということで今度お話があったのですが、山手中学の卒業生の須藤さんという方が今写真家として大活躍しているそうです。26歳ですかね。その方の作品展をロビーで行うに当たって、この12月から2月と決まっているそうですけれども、ぜひ山手中学の生徒が足を運んで谷崎記念館に来て、先輩の作品ということでロビー展示を見て、それをきっかけに、谷崎の文学にも興味を持ってほしいということで記念館から要望がありました。そこで、大久保先生にお話しをして少し進んでいるようですけれども、その写真の中で、例えば、谷崎文学を表現したようなものとか、その芸術家の方々との相談の中で、そういう企画もしていただけるといいのではないかと以前から思っておりました。

委員長) ほかよろしいでしょうか。

小石委員) 先ほどの評価は見せられるのですか。次の指定管理者に、前はこうでしたというのは見せるのですか。

生涯学習課長) 今、部長からお話しました分ですか。

小石委員) 評価が出たものについてです。

生涯学習課長) はい。それはホームページでも見ていただけます。

小石委員) では、このかたたちは見られるわけですね。

生涯学習課長) はい。

委員長) よろしいでしょうか。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第13号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長) 次に、第14号議案「芦屋市立美術博物館の指定管理者の指定について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

資料がたくさんついておりますが。質疑、御意見等、お願いいたします。

浅井委員) 先ほど、次点の候補者ということで578点、1,000点満点で半分以上あるというお話でしたけれども、仮にこの2者とも700点に満たないという場合はどうなのでしょう。

生涯学習課長) 基準点でございますけれども、一応基準点をどうするかという話で、基準点が重要になってくるのは応募が1者の場合に特に重要と言いますか、基準点を超えていないとだめにしましょうということですが、今までの選定委員会の中でも聞いておりますと、数者あった場合には必ずしも基準点というのを設けない場合もよくあるということで、余りその点数でどうこうといったことはないということでした。今回、一応谷崎潤一郎記念館についても同じ選定委員会で両方をやりましたので、700点ということでありましたけれども、そう考えた場合はぎりぎりということにもなりますけれども、特にこだわらなくてもいいのではないのでしょうかということでした。

浅井委員) そうですか。

社会教育部長) 先生方のお話の中では、6割が一応普通という基準ということでした。ですから、本来で言うと、578点というのは普通に満たないということになるのかもしれませんが、次点候補として上げるかどうかといったときに、結局は任せられるかどうかということ、1位の方に事故があった場合に、そこに引き受けさせられるかどうかという基準で、課長が申しましたように、基準点は特に設けていなかったけれども、半分は超えているのだからとよいのではないかと、次点として上げましょうというようなことで、最終、結論が出ました。

委員長) ほかはいかがでしょうか。

小石委員) 両方で書きぶりが違ってはいますが、別にそういう制限があるわけではないのですね。自由に書いてくださいということなのですか。

生涯学習課長) 一応様式だけはあるのですが、その長さとかは特に制限が
ございませんので、本当におっしゃるように、それぞれで量も
違ってまして。このように書きなさいというほどの細かい制限
がございませんので、結果的にはこのような形になっていると
いうところです。

木村委員) 後ろから4枚目の指定管理者応募者別収支状況というのを
見ると、この両方で考え方が大分違うのかなという点がありま
す。要は、集英社プロダクション共同体のほうは、入館者もそ
れほど増えないけれども、新しい事業もそうするわけではない、
徐々にといった感じですがけれど、管財ファシリティというのは
バンバンとたくさん投資をしてたくさん来てもらおうという、
拡大していくという方向性というか、そこで大分取組み方が違
うというように思います。

少し気になったのは、その自主事業収入というのが管財フ
ァシリティのほうはバンバン増やしていくというところですね。
ただ、小学館のような取組み方でいいのかなというのも少し
あります。先ほど、谷崎潤一郎記念館の自主事業収入が900
万円でかなりあるのだけれど、美博では余りないので、いろい
ろセミナーをしたり、もっと活用のしがいがあるのではないか
というところは感じました。

ただ、前に言いましたけれど、浮世絵の青の企画、あれは
非常におもしろかったですし、見ると1万人ぐらい来ています
よね。だからそういう新しい取組みで人をたくさん呼べる取
組みをしているというところでは非常に評価できると思いま
したが、自主事業的なものももう少し発展していただいたら

いのではというのは、注文としてはあります。

社会教育部長) 自主事業の考え方ですけれども、小学館は3年間やってこられた中の手ごたえを持っていると思います。入館者数の増え方といい。現在、市民活動の中でAMMが活動されるものについてはほとんど入館料を取らない事業をされておられます。事業はされているけれども、できるだけ市民に負担のないものをしたいということで、指定管理料の割り当ての中で最低限の材料費を使ってされていると聞いています。そのように余り参加料を求めていないものもありますので、やっているもの全てが収入に結びついていないのもございます。

今回のその点数を見ていただいたらわかると思いますが、これは2者のところで700点と578点と差がありますが、お1人が全く違う配点の仕方をされている方があります。最後に皆さんの御意見を頂戴したときに、それがなぜかということでしたが、今、木村委員がおっしゃられたように、片一方のほうは大変奇抜なアイデアをたくさん書いていらっしやった、実現すれば本当に魅力的だなというものをたくさん書いておられます。ですけれども、逆に、それが本当に実現可能なかという不安があるということで、今の管理をされているところに点数が傾いた。お一人の方はその逆だったんですね。マンネリ化したものではなく、奇抜なものもいいのではないかという、マンネリ化打破のようなところで、これが実現できればいいなという期待を込めて配点をしましたということでした。

ですから、自主事業で本当に書かれているように人がどんどん増えたり自主事業の収益がどんどん上がったというようなことが本当に可能かどうかというところで疑問が残ると、そういう部分がこういう配点になったということでの御意見が最後にありました。

生涯学習課長) それと、どちらも5年間の最終の入館者は5万人を満たすということは、それは同じだったと思います。ただ、増え方が違っていたと思いますが。

委員長) 3年近くの入館者数について、その辺の推移はどのようになっているのですか。

生涯学習課長) 23年度が入館者数が2万1,511人、24年度が2万7,540人で、今年度については3万人を超えるだろうと想定されているということでございます。

委員長) 私も毎回御案内いただくので行かせていただきますが、とても楽しい内容です。ひとつ前は、集英社らしい学習雑誌を見る歴史の推移でしたけれど、とても興味深い内容で子どもにもわかりやすいものでした。そしていろいろなワークショップを夏休みにしているのは、とてもいいと思っています。この基本方針の中の学習機会の提供ですとか、子どもへの教育などが書いてありますが、幼・小・中の学校に出向いて行ってワークショップもしていただけるような構想もあるようですので、実現すればいいと思っております。

中学校の美術の先生が青の展示のときにいらっしゃっていて、実はこれを子どもに見せたいとおっしゃっていたのですが、なかなか授業日数の確保というところから実現は難しかった

たようです。そういうところで子どもに実際に足を運んで来ていただける機会が持てればいいと思っていますが、ワークショップとして学校に来ていただけることがあったらそれとても学校にとっては有意義な時間の使い方ができるのではないかと思います。

社会教育部長) 入館者数の確保についてはいろいろなタイミングで御自分のところのノウハウを生かした中で雑誌や駅での掲載等で、会期中に少し期日を置きながら出してもらえるような形をとっておられたりだとか、その招聘については周囲の老人施設へも御案内をされていて、実際には収入には余りつながらないですが、半額になってしまいますので。ですけれども、まずはやはり来ていただきたいということで、そういうコンセプトでやっているとおっしゃっておられました。

浅井委員) あれだけの立派な施設を有効に生かしていただいて、この間も土器づくりを親子で体験するというような、何かその体験型のことをよく取り入れてしてくださっているのも、身近なことで美術だったり博物だったり考古学だったりを体験する、とてもいい試みだと思います。ただ、年に1つぐらいはやはり目玉である興行として成功するものを目指していただきたいなと思います。そうでないと他地域の人から、芦屋市に美術館ってあるのと、まだまだ認知はされていないと思うので、遠くからでも来ていただけるような、そういうものもあってほしいと思います。

木村委員) 難しいですね。本来の売りは具体美術というものだけけれど、あれはなかなか難しく、行っておもしろいかというと、

好きな人は楽しめるでしょうけれど、一般受けはなかなかしないものですから。とはいえ、確かに企画は非常におもしろくて、こういうものを打ち出せば人はたくさん来るんだけど、そればかりになってしまったら芦屋美術博物館のオリジナリティーというのはどうなのかという、そのあたりの問題も難しいですね。

でも、おっしゃるように、知ってもらわないといけないというか、来てもらわないとそもそも始まらないという考え方からすれば、やはり人を呼べるような企画というのを、あえて間に挟んでいかないといけないのではと思います。入館料は、指定管理料が7,000万円ぐらいで300万円というのが焼け石に水ということですから、ここでいっぱい稼ぐかという問題よりはどれだけたくさんの人に来てもらえるのかというところに存在意義を見出していかないとだめでしょうね。

社会教育部長) 具体美術については、木村委員がおっしゃられたように、非常に難しい問題ですけれども、芦屋は発祥の地ということで、やはりこれは大事にしたいという部分がございます。ただ、来館者は少ないですが、来られる方はその道を極められる方、専門性の高い方が来られるということで、今回も会期中にフランスから松谷さんに帰ってきていただいて、いろいろなイベントをしていただきました。その方がまた共通の方を呼び寄せて、たくさん有名な方においでいただいたと聞いております。

残念なのはAMM、市民の団体が抜けられたということで、前回美術博物館の選定につきましては、大変もめました。2位だったところが逆転して選考されたということで現在に至って

おりますけれども、ですからそれは私たちも懸念するところで、できれば市民の活動をされるAMMにもぜひ参加いただきたいと思っていました。しかし、代表の方がわざわざこちらに出向いてこられて、どうして私たちが抜けたのかを説明させていただきたいということで、今の3者だったところが閉め出されて2者になったというのではなく、自分たちの意志で、役員がもうかなり高齢化して、5年のうちに80を超える者も出てくるという、そういう中で共同体としてリスクを分担するというのは非常に難しくなってくるということをおっしゃられました。また、市民団体もたくさん育ってきているので、1つのところだけということだけでなく、AMMの代表の方は市民活動センターの理事でもあるので、ぜひそういう市民の活動の団体をさらに広げる意味でも自分のところだけでなくそういうところを紹介しながら支援もしていきたいし、これまでの事業についてはできるだけ自分たちも応援して引き続きやっていきたいということで、申し出て来られました。

委員 長) 現在の館長の廣瀬さんはAMMの方でしたでしょうか。

生涯学習課長) AMMではありません。廣瀬館長はそのまま今回も存続でおられます。

委員 長) そうなのですね。

木村委員) 具体美術が隆盛を極めたころというのは芦屋の有能なアーティストが集って、世界的にもある意味レベルが非常に高かったと思いますけれど、それがずっと消えてしまったというか……。だから何か核になるようなものをもう一回再生できないかと、具体ではなくていいと思いますが、いろいろな美術、

芸術を、例えば美博を中心にいろいろなアーティストに活動してもらおうという、何かムーブメントというか、そういうものも起こすことができればいいとは思いますがね。芦屋というのはそういう町だと思います。やはりそういう意味では美博の活用の仕方が1つのキーになっていくのかなと思いますので、今回の指定管理者はこれでいいとは思いますが、その点も1つの課題かと思っています。

教 育 長) 選定するときに再度確認しておきたいのは、指定管理料が2つの候補の間で約400万円から500万円違いますね。5年間にしたら2,000万円から3,000万円ほど違います。それはこの得点のどこに反映されているかということですが、2,000万円も離れたら、この得点の中だけでどう見るかということの説明はきちんとできないといけないと思います。

生涯学習課長) 指定管理者の応募者が上げておられる指定管理料のところ
で管財ファシリティ・癒しの森については、こちらの指示としまして、消費税の関係がございまして、来年度は8%、それから後の4年間は10%で試算してくださいという指示をしたのですが、忘れていましたということでした。同じ額で出てきていたので、不安になりまして最終、確認をさせていただいたところ、消費税については失念していたそうですが、出し直しができないので、これはこれで仕方がないということでした。
小学館・集英社プロダクションについては、現在指定管理をされており、一定電気代等が上がるという通知を受けておられるので、そのあたりのことも若干考慮しているということをおっしゃっていました。今の光熱水費などはもちろん公表資料とし

てお出ししていますけれども、そのような部分も加味させていただいているというお答えをいただいております。

委員長) よろしいでしょうか。

教育長) 得点として、この評価表の中にどこに反映されているかいうことですね。

生涯学習課長) その料金が安いというか、指定管理料、もちろん市側としては少ないほうがいいということでしょうか。

指定管理料だけについて評価をとすることは特に、そういう見方はされていなかったかと思います。年間の収支ということで計画を出されていますので、その内容で指定管理料は幾らで、その内訳はこのようなことに使いますということで計画の中に挙げておられまして、それに対して支出もこういう内容で内訳はこうでということは書かれておりますので、そのあたりを選定委員としてはごらんになって、安定した管理運営ができるかということで御判断いただいたのではないかと考えております。

教育長) つまり、9番の項目で見ているということですね。

生涯学習課長) そうですね。

小石委員) 指定管理料の目安みたいなものは出すのでしょうか。

生涯学習課長) 今回の場合はおおむね7,000万円ということですが。ただそのリスク分担というのがございまして、その管理運営に大きく影響するような法令の改正であるとか、消費税も含むということですがけれども、そのようなものは市の負担ということになっております。今回は消費税のことがある程度わかっていたので、来年8%、それ以降は10%ということでした。

木村委員) 指定管理を導入する前は、美博ではどのくらい収支は赤字

になっていたのですか。1億円ぐらい超えていたのですか。

生涯学習課長) 少なくとも指定管理にすれば、全体の市の支出額としては随分改善されているというところはあると思います。

小石委員) かなりの人件費ですね。

生涯学習課長) そうです。

委員長) よろしいでしょうか。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第14号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長) 非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開いたします。

〈審議非公開 終了〉

委員長) 日程第5 閉会宣言